

第十回 参議院厚生委員会會議録第四号

昭和二十六年二月二日(金曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

一月十九日委員城義臣君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

一月二十七日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として上條愛一君を議長において指名した。

委員長の補欠

一月二十九日山下義信君委員長辞任につき、その補欠として河崎ナツ君を議長において委員長に指名した。

本日の會議に付した事件

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今国会提出予定法律案に関する件

○派遣議員の報告

○委員長(河崎ナツ君) それではこれから厚生委員会を開会いたします。先ず第一に、今日の議題といたしまして、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案の理由の御説明を求めます。

○國務大臣(黒川武藏君) 只今議題となりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明致します。

内地以外の地で、その地の法令によつて、あん摩術、はり術、きゆう術又は柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内

地に引揚げた者に対しましては、免許の特例として昭和二十三年末日までは、その履歴を審査してそれ、その免許を與えることができたのでありますが、御承知のように、外地より引揚げが、二十三年を以ては完了せず、それ以後においても続行せられ、未だに未帰還者のある現状でありますので、その間の事情を考慮しまして当分の間免許の特例を引き続き與え得るよういたしましたのが、改正の第一点であります。

次に、あん摩業、はり業、きゆう業又は柔道整復業に関する広告につきましては、医療に関する広告取締の例に倣ひまして、一定の事項以外について広告をなし得ないよう規定を整備したものであります。

その他、これら施術者の身分法たることを明確にするため題名を改め、又審議会等につきまして所要の改正を加えた次第であります。

以上が改正の概略であります。何とぞ御審議の上速かに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(河崎ナツ君) この法案につきましては、本日の委員会では提案理由の説明を聞く程度といたしまして、質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(河崎ナツ君) それでは次に、この機会に政府が予定いたしてお

ります。今国会提出予定法案の概要につきまして説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。政府から御説明をお願いいたします。

○説明員(西澤實君) 今議会上で御審議を願ひたいと思ひまして政府から提案をする法律案につきましては、まだ具体的には細かく案ができておりませんのでございまして、実は私どもの手許で審議を正確にするという程度にもなつていないものが非常に多うございまして、総務課長の高田君の手許で只今審査をいたしておるようなわけでございまして、お許しを得ますれば、高田君から立案をいたしておりする現在までの段階等について申し上げるはうがむしろ御理解を頂く上には便利ではないかと思ひますので、お許しを得ますならば、さういたしたいと思ひます。

○委員長(河崎ナツ君) 高田君の御提案につきまして、御異議ございませんか。

○委員長(河崎ナツ君) それでは高田君から説明をお願いします。

○説明員(高田清運君) それでは僭越でございますが、私から説明させていただきます。大官が只今申し上げましたような事情でございますので、これからお話し上げる内容につきましても、今後上向きに伺う場合において、或いは

変更されるとき、そういうこともあり得るということをあらかじめ御承知を頂きたいと存じます。お手許に件名の概要を書き上げてありますが、その順序に従ひまして御説明申し上げます。大體役所の例に倣ひまして、局の順序、官制順に従つて書き並べてあります。

最初の結核予防法案でございますが、これは御承知のように、現在、結核予防法という法律が大正八年にできまして、その法律に基いてやつておりますが、結核の問題は非常に大切な問題でございまして、又社会保障の一環として今後大いに努力しなければならぬと部面でもございまして、かた、二十六年度の予算におきましても、結核の關係につきましては、相当飛躍的な予算にもなつております。その辺のところを考へまして、新しく結核予防法という法律を作りたいということ、それでこの内容といたしまして、そこ

は、非常に多岐に亘つておりますが、第一には、健康診断を相当広汎な範圍に亘つてやりたいということが第一点であります。即ち国家公務員でありますとか、或いは地方公務員でありますとかは勿論のこと、国乃至地方公共団体の施設に收容されておるような者、それから一定の規模の工場、事業場に勤務しておる者、それから学校の学生、そういうものを対象といたしまして、健康診断をやりたい。これにつきまして、御承知のように、学校の生徒につきましては、学校教育法に属する規定がありますし、それから工

場、事業場の労働者につきましては、労働基準法に同じような規定がございまして、その辺の關係との調整の問題も起つて来るわけでございまして、それからその次に、予防接種、これも健康診断とおおむね同じような広汎な範圍に亘つてやりたい。これにつきましては、結核の非常に多いような地域に住んでおる者等につきまして、一般の者の予防接種に加へまして、臨時の予防接種を行う等、そういうふうなことをやつて行きたい、かように考へております。そういうふうなことをやるにいたしまして、それからなお結核患者に対する指導等を決定いたします上におきましても、結核患者の届出ということが十分勵行されるようにし、それからそういうものが保健所に正確に登録されるということが、これが一つの前提條件になると思ひますので、そういう登録に關する規定、或いはそれに基きましていづゆる保健指導でありますとか、そういうふうなことも規定の中に入れた。それからこれは従来からあつた規定でございますが、業態上非常に病害伝播の虞れがある、そういう業態のものにつきましては、結核患者について、就業禁止を命ずることができるようになつておつたのであります。これもその大體の方針を踏襲して行きたい。例えば床屋でありますとか、或いは魚屋でありますとか、そういうふうなものについては、そういうような措置ができるようにしたい。それから又環境上非常に、例えば狭

い場所がたくさん人間が雑魚をしておるといふように、環境上病変伝播の虞れが非常に著しい、そういうものにつきましても、強制的に、結核療養所に入所をさせる、そういうような措置をとり、その強制命令ができる、そういうことにもいたしたい。それからお病気に伴ひまして、一方家屋の消毒の問題でありますとか、或いは物件の消毒の問題乃至廃棄の問題等、そういったことについての規定も設けたい。それから、これが今度のいわば新しいものになるわけでございしますが、非常にたくさん結核患者がおりますが、従来いろいろな施設なり手当なりが不十分でありましたために、適当な手当を加えれば割合に早期に社会に復帰できる者も、必ずしも長くないのであります。そういうふうな点に鑑みまして、いわゆる軽症患者はなるべく早期に回復せしめるといふような意味も持ちまして、まあス・マイであるとか、或いはバスであるとか、そういうものの使用、それから胸廓成形術、いわゆる手術、それから気胸、そういういろいろ特殊の療法につきましまして、国が相当程度の費用の上の面倒を見る、そういうふうなことを考へておるのであります。それに關する規定を設ける。なおまた従業禁止を受けたり、或いは結核療養所に入所命令を受けたり、そういう者の医療につきましても、相当程度国のほうで費用上の面倒を見たいというふうなことになるわけであります。この辺のところにつきましても、生活保護法でありますとか、それから健康保険法或いは国民健康保険法、そういう一連

の保険法規のような、従来のそういう規定と非常に交錯をしまして、その間の調整を如何にするかということに非常に苦慮しておる次第でございす。従つて規定も非常にこの辺がむづかしいのであります。その辺のところを只今十分研究いたしておる次第であります。そういうふうないろいろなことをやりますために、結核予防審議会といつたようなものを設けまして、關係の學識経験のかた々等のお智慧を拜借をして万道漏なきを期して行きたい、そういうふうな氣持を持って立案しているものであります。これは只今審議途中でありまして、十分の結論にはまだ達しておりません。

それからその次の、検疫法案でございしますが、これは現在海港検疫法という法律がございす。これは明治三十九年からの、これも極めて古い法律でございすが、これについて全面的に改正をしたい。これは御承知のように、飛行機の關係の検疫ということも必要を生じておりますし、この關係は従来規定にはございせんが、それであるとか、それから従来はここに船が入つて来た場合に検疫をすることになつておりますが、いろいろな關係もございまして、一部については、こちらから人間が出て行く場合にも検疫をする必要に迫られておりますので、その辺のところも勘案しながら従来の規定を整備して行きたいということでございます。

それから水道法案でございすが、これも水道條例と申しまして明治二十年からの古い法律が現在ございまして、それに基いて運営をしているわけでございす。従つてこれも全面的に改めなくちゃならないわけでございすが、特に従来の規定に欠けておりました水道の管理、即ち清潔の保持でありますとか、或いは水質の検査でありますとか、或いは消毒でありますとか、そういうふうな管理の部の規定を、特に整備して行きたいということでありま。

それからの次の、伝染病予防法の一部を改正する法律案といふことでございすが、これは一口に申上げれば、例えば東海道線でありまして、或いは船でありまして、そういう場所の検疫を現行法の建前から申上げますと、その県の責任になつておりますが、實際問題といたしましては、今申上げましたような例につきましては、国がやるほうが却つて適切に行くんじやないかというふうに考えられますので、その辺のところを考へながら改正を企てておる次第でございす。

その次の、予防接種法の一部を改正する法律案でございすが、これは従来予防接種は、市町村長の責任になつておりました、その市町村長の行う予防接種を受けなければ、どうしてもいけないというふうになつておつて、非常に不便な面もあつたのであります。そのほかに私の、私接種を認める、AならAというお医者さんに予防接種をして頂いて、その証明書を持つて市町村長のほうに持つて行けば、それでやつたことにして頂ける、そういうふうなことにしたいといふことが、この改正の要旨であります。それからその次の、あん摩、はり、きゅう云々、これは只今厚生大臣から提案の説明がありました通りでございす。

備を終えております。極く最近の機会に国会に出ることを考えております。

田専門員、浅原参事等を同行いたしました。愛知、滋賀、京都、兵庫の一府

は、朝鮮人（北鮮）三万二百三十九人、
韓国人（南鮮）四千六百十九人でありま

す。大体三分の一が名古屋にありま
す。職業は、自由労働者が多く、無職
の者も相当ありますが、彼らは酒の密
造、餉の製造、買賈等を行なつてお
ります。郡部のほうには農業に従事し
ておる者もあり、中には日本人を妻と
する者も若干ありますが、彼らは定住し
ておとなしく日本人に同化したような
形であります。犯罪は、日本人の五倍
であり、凶悪犯の者も相当あり、又集
団的犯罪は殆んど鮮人でありま
す。経済的に極貧者は鮮人の希望を有し、事
ごとに反動的態度に出ますが、生活が
どうにかできる者は、日本に永住の希
望を有しております。彼らに對しては羊
豚、畑作などを奨励しております。現
在生活保護法の適用を受けている者
は、県において調査のまとまつた主要
市郡において千二百一十世帯、四千五
百八十四人、金額にて百八十八万三千
六百一十四円ありますが、内地人が保護
を受けている者が、人口の二・三〇一
二・五％であるのに、鮮人は一五％以
上が保護を受けております。又収入の
調査が非常に困難であり、生活の実態
を把握することができない状態であり
ます。現在保護申請中の者は四十一世
帯、二百二十七人でありま

す。二、騒擾事件の概要。
本件の騒擾事件は、旧朝鮮財産接收
をめぐる集団暴行事件で、財産接收の
緩和と朝鮮人学校の独立、地方税反
對、武装警官出動反對、生活保護法の
集団適用を要求したものであります。
愛知縣知事は、昨年九月旧朝鮮幹部に
對し、十一月二十六日限り彼らの占拠
する各地にある五カ所の建物から退去
し、知事に引渡すべきことを要求しま
した。が、旧朝鮮幹部は、青年隊、学

童、婦女子を動員してその日に備えて
訓練し、十一月二十六日にはおの／＼
接收せらるべき建物の周囲に多くは
三、四百人も配置して闘争態勢を整
え、接收の妨害計画を立てておしま
した。が、当局が接收に行かなかつたため
事故が起らなかつたのであります。十
一月二十七日午前中、各地から朝鮮人
児童、その父兄約二百五十人が県庁に
押しかけ、前記のような要求をなし
て、当局からの退去要求に應ぜず、退
に名古屋警察の出動となり、漸く退
散せしめたのであります。翌二十八
日も、午前十時頃から前日同様、朝鮮
人児童、父兄、教師約百五十名が県庁
に押しかけ、県当局の制止を排して、
警察官に對し小石、砂利、とうがらし
等を投げつけ、侵入を強行せんとした
ので、警察官は相手が少年、子供であ
ること等を配慮して庁内に退き、各入
口の扉を閉じたところ、多数児童たち
は窓ガラスに各方面から投石、破壊し
て退散しました。更に十一月三十日
も、朝鮮人男女三十余名が県当局の出
入禁止を無視して、愛知縣庁正面玄関
に押しかけ、警備中の警察官を階段か
ら突き落し、傷害を與えました。その
うち三名は現行犯人として逮捕され
たのであります。

三、生活保護法適用要求の状況。
騒擾事件に際しても、生活保護
法の全面適用を要求したことは、すで
に述べた通りであります。事件以前
に鮮人三十五人ほどが女子供を連れて
県庁民生部社会課へ来て、主食の掛売
を認めるとして生活保護法の集団適用
を要求しました。併しそのときは別に
騒擾事件のごときとは起りませんでした。
各市町村においては、生活保護

法の集団適用の要求が波状的にありま
した。そうして一方に児童或いは婦女
子が泣いて訴える、一人が泣くと皆が
これについて泣くというような状態で
あります。
なお愛知縣におきましては、この問
題について次のような意見、要望があ
りました。
(一)朝鮮人児童に對し、児童福祉法
でできるように総合的な施策を考えて
もらいたい。
(二)朝鮮人児童に對し、児童福祉法
を活用して、その保護につき格別な考
慮を拂つてもらいたい。社会事業家が
警察等と連絡協力して鮮人青少年の保
護に努めてもらいたい。
(三)日本の国法を無視することを行
動をとる者は朝鮮に送還する法的措置
を講じてもらいたい。
(四)檢察庁方面の意見としては、刑
事訴訟法上の権利保護と黙秘権の廃止
については是非考慮してもらいたい。
次に滋賀県の実況について御報告申
上げます。

一、朝鮮人生活保護の概況。
在住鮮人は八千七百三十八人であ
り、その六〇％は飯場生活で、一般住
宅に居住する者は四〇％くらいであり
ます。土建の下働き、失業対策事業に
出ている者が定職に就いている者のう
ちの多数を占め、定職を持たない者は
閑行爲(担ぎ屋)を行く者が大部分であ
ります。主食の配給を期日に受けない
者も相当あるように聞いてあります。
が、一面生活の困難なことを訴えてい
ながら、派手な生活をしてたり、閑行爲
等により相当収入があるように考えら
れます。勿論貯蓄心というようなもの
は全然なく、あればあるときに使つて

しまつた状態であり、収入の実態をつか
むことが非常に困難であります。現在
鮮人の生活保護の適用を受けている者
は、世帯数一千五百六十三、人員七千
八百三十人、総鮮人総世帯の一八・
七％、総人口の一五・七％を占めてお
り、これを内地人の保護を受ける者が
世帯において五・一％、人口において
三・八％であるのに比して非常に多数
が生活保護を受けているのであります。
本県は主食(米、麦)の閑行爲が盛
んに行われ、その検査件数も、昭和二
十四年十月から二十五年九月までに一
万五千件、人員にして一万三千人の多
きに達し、その中心をなすものは鮮人
であり、取締治安上の痛をなしており
ます。

二、騒擾事件の概要。
昭和二十四年七月から米原、天津、彦
根、八幡町等の各地において鮮人の自
由労働者が中心になり、或いは完全就
労、反税、生活保護法の全面適用、越
冬資金、被検束者の即時釈放、レッ
ド・バーツ反對等の要求を掲げた、青少
年をかり立て、事件を起してはいたが、
昨年十二月一日においては鮮人三名が
大津の検事正に面会し、被検束者の即
時釈放、武装警官の出動排斥等を要求
中、女子三十人、学童五十人くらいで
二度に亘つて檢察庁に押しかけ、革命
歌を歌い、スクラムを組み、警察官と
衝突、投石して庁舎の窓ガラス三七
枚を破壊し、警官に十四人の負傷者を
出し、遂に五十一名が検査されたが、そ
のうち大津在住の者は十六名で、他は県
下の各地から集合して来ております。
これはあらかじめ連絡して計画的に行
なしたのであります。鮮人学校の学童が事
件に参加しておりますが、彼らは非常

に勇敢で敏捷に警察官にバツタのごと
く飛び付き格闘しています。当県では
鮮人学校廃校に伴つて、その子弟を目
本人の学校に入れておりますので、そ
こでは課外として鮮人児童に鮮人教師
が鮮語で講義を行なつて来ておりま
す。一方各地において鮮人父兄が次の
要求を出しております。朝鮮人教師が
課外教授を行なつてゐるが、これを全
部正科と認めよ。朝鮮人教師俸給ベ
ーシの引上げ。三カ月分の越冬資金支給
等を要求しております。然るに一方日
本人の教師に對して学童は故意に朝鮮
語で答える。鮮人教師は朝鮮語で授業
するから何を教えているのか分からぬ状
態であります。又教師は正規の免許状も
持たぬ者であることは検討を要する問
題であります。教師中で今度の事件に
おいて検査された者も相当数あります
など、すべて県、学校当局も取扱に困
つております。

三、騒擾事件における生活保護要求
の状況。
直接県庁に對して集団面接並びに要
求に來たことはないが、大津市その
他の市町村に集団面接を頻りに、生活
保護法の即時適用を要求しているの
であります。例えば大津市においては十
一月三十日及び十二月十一日に鮮人約
五十名が市役所厚生課長に面会し、全
員に對して、保護法の適用を実施して
保護金品を支給すること。要保護世帯
に正月の糯米の無償配給の方途を講ず
ること。越冬資金として一世帯三千円
を支給すること。鮮人の子供に衣服一
着づつを支給すること。検査されてい
る者の家族に即時生活保護法を適用す
ること等を要求したが、市役所におい
ては県の通牒に基づき、保護法の集団的

適用は行わない旨を言明したのであります。

彦根市においては、旧朝鮮幹部等の引率の下に、十二月六日以来一週間に亘り連日、二名ずつが市役所に出現して、生活保護法の全面適用及び内職の斡旋方を要求したのであります。

八幡町においては、昭和二十四年九月朝鮮人連盟の解散されて以来、失業多数が出たと主張して、これらに對して職業を職業と與えるか、生活保護法の適用を要請して来たのであります。町当局は、民生委員と共に五名の生活扶助申請書に基き調査したが、いずれも生活状況、家計の状況を把握することが困難であり、大部分は窮迫したものを見え、扶助の必要が認められない。併し、いずれも職を離れ、安定所に求職を依頼してはいますが、適職なく差当つての食料費に困るとの理由で、保護方再三陳情するので、取りあえず、三ヶ月の期間を附して或る程度の収入を推定して、主食費程度の扶助金を支出することに、民生委員協議会の意見を求めて決定したのであります。

(扶助日額七十四円六十銭、月二千二百三十八円)ところがその中の一名は、決定された扶助額に不服の申立をして来ました。再調査することにして本人に一月分の所要経費、収入状況の調書を求めたところ、一月約一万八千円の支出をしている状況なので、その中には若干の臨時的支出もあるが、それにしても国の定める最低生活費の三倍以上の支出であるため、若干の収入があるものと認められるので、これを追求したところ、不足金は借入金によるもので、全然収入がない、五人家族に対して一人一日百五十円の扶

助をせよと机を叩いて脅迫言辭を弄して再三要求したのであります。市においては一人は年齢十八歳に達し、健康で自活し得ると認め、他の四人に対して三月一日から基準額による額の扶助を行つたのであります。

なお滋賀県においては、本件について次のような意見、要望があつたのであります。小中学校における朝鮮人教師による朝鮮語の課外授業は、資格のない無免許の教師が義務教育の学校において教授するもので、教育基本法的主旨に反するものと思われるから、これを認めないようにしてもらいたい。

以上の次第でございます。

○藤森農治君 後半の京都府、兵庫県の分を御報告申上げます。先ず最初、京都府のほうから御報告いたします。

第一に、朝鮮人の生活保護の概況を申上げます。京都府在住の朝鮮人の登録者は七千七百三十二世帯、三万六千二百五十八人でござります。戦争中、主として土建、軍需工場等に働いていた朝鮮人は、終戦によりまして失業して、その多くは日雇労働者、又は酒の密醸造や煙草の密製造、買出し等、いわゆる闇屋に転落して、正常の職につくことの機会に恵まれることが非常に少く、且つその努力をしない意欲も欠いておりましたために、不規則な生活をして、日常生活に安定性がないように思われるのであります。その生活実態の把握というものは、一般に朝鮮人については非常に困難であります。

昨年十月現在、生活保護法による保護を適用したものは、八百四世帯、三千五百五十三人、この保護費の総額が約五百三十八万円であります。これを

生活扶助について見ますと、六百七十世帯、三千三百六十四人で、登録世帯及び人口のおよそ千に對しまして八十世帯、九十三人で、内地人に比較して見ますと、内地人の被保護者が四十三世帯、人数が三十人であるのに比較しますと、世帯において二倍、人員において三倍という高率を示しております。

第二に、騒擾事件の概況を申上げます。京都府の治安の特色となつておりますことは、京都大学等の学生が集団行動に關與して、血気にはやつて暴行をするのであります。朝鮮人は平素は比較的おとなしい。京都府下の朝鮮人の關與した集団刑事事件としては、十二月一日京都市役所における朝鮮人教育問題をめぐる不退去、公務執行妨害、傷害事件と、十二月九日圓山公園における全官京都地協主催の越年闘争決起大会をめぐり公務執行妨害、傷害事件があるのであります。

そのうちの一つの朝鮮人教育問題をめぐる集団抗議、朝鮮人の子弟に對する朝鮮語による特別教育問題は、一昨年春以来、朝鮮人と府教育委員会との間に折衝が続けられておりましたが、二十四年十一月、朝鮮人学校が閉鎖されて以来、朝鮮人児童だけの課外教育を要求しておりましたが、旧朝鮮系と民団系との間に教員の人員の振合につき争いがあり、実施を延期しておりましたところ、これが早急実施を迫つて、十二月一日鮮人学童七十名が、女

都市役所に参集し、教育長に会見し、こゝろで課外教育の即時開始を叫んで喧騒し、中には土足のまま机上に上り、教育長を軟禁状態に陥らしめ、退

去の要求に應じないので、所轄警察署に要求し、警察隊約百名を派遣して実力を以て退去せしめたのであります。警察員との間に乱闘を生じ、五名を不退去、一名を公務執行妨害、傷害現行犯として逮捕いたしました。

第二は、圓山公園における集団闘争事件。これは全官主催の越年闘争決起大会を、十二月九日京都市圓山公園で開かんとしましたが、市の公安委員会はこれを許可しなかつたのであります。一方京都府内労働組合も、併代一人五千円支給、正月有給休暇、完全就労をかねて要求中で、前記大会に合流する気運がございました。又朝鮮人教育問題につき朝鮮人も更に教育長に要求して大会に参加する気配がございました。又当日京都大学においては、各学部学生自治会主催によりまして平和擁護講演会を開きまして、そうして講演会の終了後、多数学生が大会に参加するものと予想されたので、京都市警本部では各警員並びに警察隊員の総員待機の姿勢をとつたのであります。

かくて同日午後二時頃に至り、公園内に朝鮮人、自由労働者を含む三百名が集結したので、警察員はその解散に努めましたが、これに應ぜず、漸次増加し、午後三時頃やむなく実力を以て解散に當つたところ、警察員に暴行を加え負傷せしめたので、五名を検束しました。その後も一度退散した参加者が、又群をなして集まり、自由労働者も波状的に押し寄せて来て、京大学生も三、四百人が、或いは赤旗を持ち、或いはプラカードを掲げて集合して、スラムを組んで、警察員の制止をきかず、暴力を以て、警戒網を破らんとし、集団闘争が繰り広げられました。

去の要求に應じないので、所轄警察署に要求し、警察隊約百名を派遣して実力を以て退去せしめたのであります。警察員との間に乱闘を生じ、五名を不退去、一名を公務執行妨害、傷害現行犯として逮捕いたしました。

学生、自由労働者等は石、瓦等を投げ、或いは或る者は体当りに突つかかつて来るというようなことで、大量の検束者を出したのであります。その参加者約七百人で、双方に負傷者が出ましたが、警察側の負傷者は約二十名ばかりでございました。そうして午後五時半頃に漸く解散しました。参加者は個々別に帰りましたが、その途中で警察員派出所二カ所に石を投げて、そうして派出所各所で警察の彈圧を屬倒するアジ演説をやりました。当日出勤しました警察員は約二千名にございました。

第三に、朝鮮人生活保護要求の状況を申上げます。先ずその中で、京都府庁に参りましたものは、朝連の解散後、二十四年十月二日に亘つて朝鮮人多数、大体四、五十名が府庁に押しかけて、即時生活保護法の適用を要求して喧騒を極めました。府では保護の建前をよく説明して、区役所の民生課、或いは民生委員に申出るよう指示して、これを引取らしめたのであります。

次に、福知山市におきましては、二十五十二月六日、生活扶助を受けておる朝鮮人五名を連れた指導者が、市の厚生課へ来て、扶助額の増額を要求したが、これもよく説明して引取らせたのであります。

その次は、向日町、これは工場のレツド・バーリを受けた十四、五名が十一月十二月にかけて数回、役場に来て保護法適用を要求したが、大部分は独身者で、会社の退職金も受取つておりませんので、その退職金は供託されておる状況であります。それで保護法は

適用しなかつたのでございます。

次は、舞鶴市、昭和二十四年十二月二日、市内在住朝鮮人三千余人が市役所に來て、生活保護法による扶助額の増額を要求したのであります。その後市内の一造船所の被整理者を以て結成する失業者分会、その幹部は共產黨員だといふことでもあります。その失業者分会なるものが、日雇労働者、朝鮮人等の指導権を握り、潜行的な指導をなし、主として生活保護法の面に重点を指向して、一月以來波状攻撃を続け続けて來ました。そうして八月十一日労働者五、六百名が市の助役宅を取り巻いて益手当一人千円の支給、三日間の有給休暇、日曜就労等を要求して、退去の勧告に応じませんでした。遂に武装警官の出動を見るに至りました。更に、昨年十二月十一、十二日に朝鮮人代表者十一乃至十七名が來庁、十五日に五十名が來庁、生活扶助費増額、外国人退去命令を市の責任において撤回させると共に、少くとも朝鮮人には適用しないこと、万一適用した場合には、朝鮮人の生活を市が責任を以て保障すること、家屋の補修の実施等を要求して騒いだのであります。

その次に、京都市を申し上げますと、京都市におきましては前に述べました二つの事件に関連して、生活保護法の適用要求は、市内民生安定所へ波状的に行われておりますが、いずれも一連の連絡があるように思われます。各民生安定所では十二月二十一日までに法の適用を要求した者に対して、個々面接を行い、うち保護を必要と認められた百名に申請書を提出せしめて、申請に基づき訪問員をして実情を調査せしめて、保護の種類、程度、方法を決定して

たしました。これは保護法の適用を要求した者を全面的に保護したものでなく、合法的に処理したもので、デモ隊参加の集団要求者のみに適用したものではありません。このように申し出ておりましたが、これは当時新聞紙上に現われておりましたことと若干相違しておるのでございます。これが京都府の概況でございます。

次に、兵庫県の概況を申し上げます。先ず朝鮮人の生活保護の概況を申し上げますと、兵庫県内に在住の朝鮮人は、その数が大阪に次いで多いのであります。十一月末現在で登録した者が五万三千人であり、その他無登録者を入れますと大体六万人と推定せられるのであります。そのうちの二割が南朝鮮系韓国人で、八割が北朝鮮系の朝鮮人である。そうしてこの韓国人として登録することとを嫌つて、南朝鮮人であるが北朝鮮人として登録しておる者もこの中に相当あるようである。神戸市内に住居しておる者も大体一万余人である。その半数近くは七千六百二十二人が騒擾事件の起きた長田区内に住んでおる。昭和二十四年の朝鮮人連盟解散を契機として、生活保護の集団要求等の問題を起しましたが、県当局としてはできるだけ十分な調査をして、適正な保護をするように努力しておりますので、現在六百三十四世帯、二千九百五十七人が保護を受けておる。これに要する保護費は月額二百万円程度でありまして、漸増の傾向を示しております。併し昨年十一月二十日の神戸市長田区における騒擾事件までは、特に取り立てるような問題は起らなかったものであります。最近生活保護の問題を取上げておるが、こ

れはむしろ生活問題と言いますより、政治問題化して、これが進んでおる傾向が強いのであります。御承知の通り、神戸市には第三国人、外国人の居住する者が相当たくさんおります。関係上、終戦後密貿易とか、或いは關取引等の根拠地と云々言われるような状態もございまして、殊に朝鮮人もそのうちの大きな役割を演じておるのであります。そうしてこの兵庫県に在住しております朝鮮人は、お隣りの大阪府に住んでおります朝鮮人に比較いたしますと、経済力も弱く、そうして浮浪性を帯びた者が多い。そうして常にこの朝鮮事変の動向に支配されて、戦局が現在のとき段階になりますと、中共侵入が今にも行われ、人民政府ができ、人民裁判にかけられるというような声に脅やかされて、常に行動しておるような状態でございます。

次いで騒擾事件の概況を申し上げます。神戸市におきましては、歴史的に見まして、昭和二十三年四月に鮮人学校接収問題からんで、多数の鮮人が県庁に押しかけ、知事以下検事正等もだと思つておりますが、知事以下を監禁して騒擾を起した、いわゆる第一次神戸事件がございまして、更に昭和二十五年五月に神戸市公安條例を施行する際に、これに反対して、市議會に乱入した事件がございまして、昨年九月の初旬頃から朝鮮動亂の戦況の推移と、十月以降の民間企業におけるレッド・パージに伴う抗争の動向の一環と考えられるところの北朝鮮系朝鮮人の活潑な動きが顯著となりまして、県下において地下工作隊の秘密反占領軍の団体が結成されました。そうして反戦ビラの散布、神戸電報局の不法侵入事件等の各

種の実力行動に朝鮮人が備兵的に駆り出されておる等、治安上見逃し得ないところのものが起つておるのであります。ところが十一月上旬頃から、神戸市及びその周辺の朝鮮人は神戸市内各区役所に押し寄せて、第一に市民税の全面的免除、第二に全朝鮮人に生活保護法の適用を行えという、この二つの項目を要求して、波状的に集団示威運動を行い、集団陳情をするに至つたのであります。更に神戸市内の長田区に西神学校という朝鮮人のみの小、中学校がございまして、この経営が旧朝鮮連系の者によつて行われておりますので、自然その生徒の思想も極めて不穩であります。約三百五十人の全生徒が左翼教員に指揮されて集団示威を行い、集団陳情に常に使役されておるのであります。即ち生徒がこういう騒擾に使われておるといふことであります。兵庫県には神戸に二つの学校と、姫路に一つの朝鮮人のみので行われておる学校があるものであります。これは朝鮮人父兄が経営しておる形でありまして、解散させなかつたのがそのまま現在では集団暴動の訓練所、或いは工作隊員の訓練場となつておるとも見られるような状態を呈しておるのであります。

そこで今回の騒擾事件の発端となる事件が二件、十一月中に発生したのであります。その一つは全相福の公務妨害事件というのがあります。これは十一月二十日朝鮮人の男女六十五名が長田区役所に押しかけて、前記のような要求を掲げて区長と強談中、朝鮮人生徒二百名が教員に引率されて区役所前に集まつて、警察官約七十人の出動によりまして退去させましたが、外国人登録証のない者を檢挙して、護送自動車にその二人を乗せたところ、全相福という者が生徒約二十名を指揮して、スクラムを組ませて、命令を下して自動車の前に立ち塞がり、或いはタイヤに抱きつく等の行為をさせて、自動車の発進を不可能にしたのでございまして、そうして同人を現行犯人として逮捕いたしました。これが全相福事件であります。

次に、長田区役所の集団不退去事件、これは十一月二十四日に、先ほど申しました西神学校に集合した三百名の学童が二つの隊に分れて、一隊は教員四名に引率されて長田警察署に至り、先ほど申しました全相福の釈放を要求いたしました。一隊は長田区役所に集団示威行進を行ひまして、革命歌を合唱する等、氣勢を擧げておりました。そうして区長室に代表者が三十名入りまして、内外呼応して喧嘩を極めました。そうして区長から退去要求を出されたが、これに應じないで、遂に区長室の窓ガラス、什器等を破壊したので、日本人、朝鮮人二十六名を現行犯人として逮捕いたしました。但し、ここには朝鮮人だけでなく日本人も入つておりました。又長田警察署前においても、警察官二十名を載せたトラックの前方に生徒等とスクラムを組んで立ち塞がり、これを阻止しました女教員一名を即時逮捕しております。

その次が、今回の騒擾事件になるのでございます。十一月二十七日は、朝来西神学校に父兄、生徒が統々と集合し、更に姫路地区から約百名、いずれも兵庫県下でありまして、相生地区から約五十名、大久保方面から約五十名の朝鮮人が統々と神戸市に向いました。午前十時には約四百名の集団とな

り、勾留中の被疑者の釈放要求と、朝鮮人の生活保護に關して陳情して氣勢を擧げ、更に神戸市内の各所の区役所、税務署に集團陳情をいたしました。でこれによつて警察力の分散を企図してゐたのでございます。午前十一時神戸市警察局長は全員二千二百一十名の非常召集を發令いたしました。そして正午頃西神学校の集團はだん／＼その數を増し、手に棍棒、薪を持ち、校庭には白鉢巻をした青年約百五十名が中心となり、スクラムを組んで、行進の演習をしていました。而も棍棒は先端を鋭く削つて槍先のようにしたもので、これは平素からその學校に備えて付けてあつたものと思はれるのでございます。それで神戸市警はこれに解散を命令いたしました。が、これに應ぜぬ場合には実力による解散を企図しておつたのであります。午後三時頃には、學校に集結した鮮人は約九百名となり、三列縱隊のスクラムを組んで、解放歌を高唱し、手に手に棍棒を持つて表道路に出て行進を始めました。學校附近に待機してゐた約二百名の警察隊が追尾してゐたところ、これに激しくその集團から投石するに至つたので檢察が始まりました。ここに大亂闘となつた。この現場で約百二十名の鮮人が逮捕されましたが、残余の集團は更に行進を續けて、沿道の民家、警察官派出所等に石を投げ、ビラを撒布し、長田区役所、長田税務署に参りまして、又投石、襲撃して、窓ガラス、扉を破壊し、約八十名が警察官と格闘のあけく逮捕されたのであります。その他の者はち／＼ばら／＼に四散いたしました。同日午後五時頃暴徒は完全に鎮壓されたのであります。本件騒擾

での負傷者は、警察側五十一名、朝鮮人側二十六名の多きに達しております。更に同夜本件の首謀者と目される鮮人十二名を逮捕し、總逮捕者數は百九十三名に達しております。

今回の事件は、前に申しましたように、その使用した棍棒等を餘のようにより鋭利にして、數百本を平素から準備してあり、又檢束された朝鮮人が神戸市以外の各地、特に姫路市居住の者が多かつたこと、その他いろいろ／＼申述べました点で御想像のつくように、あらかじめ各地に十分に連絡をとつて計画的に斷行したことが窺はれるのであります。

第三に、朝鮮人の生活保護要求の状況を申し上げますと、十一月の二十日以來この問題が再燃して、各地において保護の強要が行われておるが、今回の問題の特質は、県当局の説明によりまして、次のように説明されております。第一は、元朝鮮連幹部、共產黨員が代表となり、集團的に保護の強要をしておる。第二は、要求事項の主題は、生活保護法の一意適用と共に應急一時金品の給付であります。第三は、代表者は法律制度を相當研究しておる模様で、交渉は長時間執拗を極めておる。第四は、交渉に當つては脅迫的言辭を用い、市町村に対して暴力をも辭せない態度をとつておる。第五は、提出された保護申請書を檢討するに、すでに保護を受けておる者もあり、明らかに個人の自由意思に基いたものでないこととが推測されるものがあるものであります。第六に、申請に基く、実地調査に際しては、十分な協力は認められず、多數が集合して調査を妨害しておるといふ事實があります。第七に、申請者

は調査に際して、自己の不利と思はれることについては日本語がよくわからないうと云つて、これを拒絶してあります。第八に、生活状態調査は複雑を極めて、経済実態の把握が誠に困難であります。世帯主が檢束されておる場合は、殆んど收支状況がわからないう。第九に、申請者が申請に基く実地調査に非協力的である点から、真に各個人が生活に困窮して申請をしたものか否かを疑はしめる者が相當多い。第十に、各般の情勢から察して、支給される生活保護費が果して申請者各個人の手に渡つておるかどうかという点に疑問とされる点があるのであります。只今申しましたような状況に對して、市町村のとつておる態度は次の通りであります。第一に、保護は集團強要さるべきものでないから、個別面接すべき方針を示しておる。第二に、應急一時金品の要求には、結果においては應じておりません。第三に、申請者に対する実地調査には非常な危険が感ぜられるのであります。刺戟を避けるために警察署員等は帶同して行つておりません。第四に、法の適用については、嚴密な解釈の下に、いやしくも手続の不備、調査に對する非協力等はこれを是正させると共に、法の罰則適用を考慮する。第五は、老弱者等にして、真に日本語を解せない者のために、朝鮮語の堪能な者を囑託する予定である。

以上のように申しておりますが、今後とも阪神間の市町村において問題を惹起する氣運もあり、又自由労働者も合流して生活保護を強要する者が増加することを県当局は憂慮してあります。その実例をいたしまして、第一に、神戸市役所における集團強要といふものがある。これは昭和二十五年十一月二十四日、自由労働者風の者が約十五名厚生課長のものに至り、淫浪者收容施設に入所させることを要求した。第二に、神戸市長田区の民生安定所におきましては、十一月二十日、二十四日の両日、いずれも朝鮮人男女六十名が出現し、生活保護法の即時全面的適用を強要したのであります。第三に、神戸市真合区民生安定所では十一月二十四日朝鮮人約六十名、生徒約百名が來所してあります。そして保護法の即時適用、食費代並びに夕食代を支給することを要求しましたが、拒否され、約四時間係員を敵愾状態に陥れてあります。第四に、神戸市生田区民生安定所におきましては、十一月二十五日、二十七日丹天浜自由労働者二十数名(主として鮮人)が來所しまして、生活保護法の全面適用その他を要求してあります。第五は、神戸市灘区民生安定所に朝鮮人約十五名が來所いたしました。生活扶助、医療扶助、接以外相談に應じかねると拒否したところ、一時騒然となりましたが、五世帯の申請手続を了して退去しました。第六には、姫路市役所、前に申しましたように、神戸市長田区における事件で檢束された朝鮮人は姫路市居住の者が最も多かつたのであります。姫路市においては長田事件の檢束者家族が世帯収入の中心者を拘留された結果、生活困窮に陥つたことを理由として、十二月七日代表者八名が来て、生活保護法の適用を要求し、翌八日には家族六十名を伴ひ、同様な要求をいたしました。これに對し、集團交渉を拒

否し、個々に申請するべきであると回答いたしましたところ、爾來八十三世帯五百十二人が申請して参りました。神戸事件關係者は二十六世帯四百八十人でありまして、目下調査中ということでございます。第七に、伊丹市役所、ここでは十一月の二十七日朝鮮人約三十名が來庁して、代表者八名が助役に面会をなし、十一月に生活扶助を廃止せるもの、又減額しておるもの、及びこの以前に廃止しておるものに即時法を適用せよ等の要求をしてあります。そして十二月十六日に鮮人百數十名が來庁して、第一に、生活に困つてゐる者に無條件に生活扶助をせよ。第二に、來庁中の者に対して直ちに速決で扶助を支給せよ。第三に、失業對策労働者に全面的に医療扶助を適用せよ等々の要求をいたしまして、交渉中騒然となり、退場を命じたところ、これに應じないので、十二、三名が檢束せられてあります。第八に、明石郡大久保町役場であります。同町居住朝鮮人が年末資金等の集團要求に端を発し、十五名ほど檢挙留置されてゐたのであります。十二月四日にその家族三十名が参りまして、町長を敵愾状態に置いて、保護法の適用を町長に強要いたしましたのであります。

以上のような状態で、兵庫県におきましては、この問題に關して次のような意見、要望がございました。第一に、騒擾事件關係者を朝鮮に送還できるように法的措置を講じてもらいたい。第二に、生活保護申請に基く調査に當り、朝鮮人囑託を採用することを全国的に認め、その経費を國庫から補助してもらいたい。第三に、旧生活保護法第二條では、能力があるにもかか

わらず、勤労意思のない者、勤労を怠る者、その他生計の維持に努めない者には保護をなさないことになつていたが、そういう趣旨の規定を制定して貰いたい。現行法第四條ではこの趣旨が不十分と思われる。第四に騒擾事件に鑑みて、浮浪者に対する根本的、総合的施策を講じてもらいたい。こういう泉当局の意見、要望がございまして、

以上が報告の概要でございます。

○委員長(河崎ナツ君) 御苦労様でございます。以上の報告をお聞き願ひまして、木村社会局長から政府の御意見がございすればお伺ひいたしたいと存じます。

○政府委員(木村忠二郎君) 朝鮮人の集団的な生活保護の要求に對しましては、只今河崎委員長並びに藤森委員より觀察の御報告がございまして、通りに、我々のほうでもそういうふうな調査をいたしているわけでございまして、これに對しましては各泉当局のとりました措置等につきましては、全体といたしましては大体妥當な措置をとつているといふふうに考えております。全体の中には若干これに押されたというふうなところも全然ないわけではないのであります。おおむね妥當な措置をとつていっているように思ひます。我々としては、今後ともこれにつきましては、飽くまでも生活保護の本来の趣旨に従ひまして、集団的な取扱はせず、なお保護を必要といたします者につきましては、できるだけ必要なる保護をするという方針をとりまして、これによつて遺憾のないように措置して参りたい。これにつきましては、間違つた措置があることは、当然に今後の

こういうような要求をむしろ増大させるといふふうに考えますので、管下の各方面に對しましては十分遺憾のないように指導いたして参りたいと考えております。

○藤森眞治君 ちよつと社会局長にお尋ねしたいのですが、私がこの觀察を通じまして非常に痛感させられましたことは、騒擾事件に關與して参つて拘留される。そうすると成るほど残つてゐる家族が生活に困るといふ点も考へられることは考へられるが、これがすべて生活保護法の適用者の対象になるかといふことと、それから騒擾事件によつて相当程度を起している。これに医療扶助を與へるべきものかどうかといふことに、實際の状況を見まして非常な疑問が湧いて來ている。これについて局長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 騒擾事件によりまして檢査せられた者、その家族の生活保護につきましても、やはり生活保護法の原則に従ひまして、その者の家族の實際の事情を見まして、保護を必要とするという状態でありまして、これは理由の如何を問はず保護をしなければならぬというふうなことに相成つておられますので、そうしたければならぬといふふうに考えております。医療につきましてもやはり同様でございます。やはり本人並びにこれに對する關係者が医療をいたすのは勿論建前でありまして、それができないという場合に、誰もこれに對する医療費を負担する者がないという場合には、やはり生活保護法の本旨に従ひまして、これに對する措置をしなければならぬといふことになりまして、

要するに生活保護法といたしましては、具體的な事実といふものが、保護を要するといふことになつております。れば保護をしなければならぬといふふうにならざるを得ないのであります。勿論これに關連しましては、生活保護法の保護は一つの權利でございます。か

らして、權利に伴う當然の義務といふものはあるわけでございまして。従ひまして先ほどお話がございましたように、その權利を行使するに當りまして負わなければならない義務、例へば調査に對しまして協力する義務がございまして、その義務に應じないという者に對しましては權利を當然放棄されたものと考へて差支えないと考へております。

○藤森眞治君 法律の建前から申しますと、今の御説明の通りであります。が、そういういたしますと、ここにこういう騒擾事件が起きて、これがこの兵庫県の例のように政治問題化する傾向があります場合に、この傾向の如何によりましては、朝鮮人全部を生活保護の対象にしなければならぬような進み方があるのじやないかといふことが予想される。そうしますれば、法律の建前から言へば或いはそういうことになるかも知れないのであります。ここに或いは我々が考へて見なければならぬ点が多いのじやないか。而も生活保護法の適用といふことを騒擾事件の大きな旗印として出したのは、今回が或いは初めてじやないかと思はれるので、この法の解釈についてよほど今後御研究になつて頂きたいと思つたので、その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 勿論生活保護法そのものの適用につきましては、いろいろ手段を盡した最後の手段といふことになるわけであります。従ひましてこの保護を適用します前におきましては、これに必要な各種の手段を講じなければならぬ。従つて我々もいたしましては、生活保護を担當いたします末端の組織におきましては、他の例えは職業に就けますと、か、そういうたばかの措置といふものにつきまして十分なる協力を得まして、それらの措置を講ずることについて全然協力しないといつたような場合、これらにつきましては相当考慮しなければならぬかと存するのであります。併しこれにつきましては、その者の能力でありまして、客觀的な條件を十分考慮した上でやらなければならぬといふことになるのであります。が、そういうような個々のケースにつきまして十分ケース・ワークをやつて行くといふことによつて、遺憾のないように指導して行きたいと思つております。

○委員長(河崎ナツ君) なおほか

○松原一彦君 文部省の關係者がおいでになつておるようですから、今のこの場で即答を求めなければいけません。が、先刻委員長から報告のありました朝鮮學堂に對する朝鮮人の助教の問題について、法的根拠並びに今後の取扱等についてのお見込について、一応文部当局から書面でも結構ですが、御報告、御回答願ひたいと思つたのであります。それは先般私も關西方面の朝鮮人騒動について觀察した際に発見したのであります。朝鮮人の學校を禁止した結果、閉鎖した結果、朝鮮人の學童が日本の學童の中に入つて來ておる。それに対して朝鮮人の助教を入れることである。これが朝鮮語を教えるといふことであつて、その教えることが、一休何を教へておるのやら日本の側では一切わからぬ。校長もわからなければ、同僚職員もわからない。子供も又一つの意圖を以てやつておる。反抗的に朝鮮語を以て日本の教師に答へる等のことがあつて、教育の統一上頗る面白くないものがある。こういう悩みを非常に訴えておるのであります。悪く推測すれば、この助教なる人々がどういふ意圖を以てやつておるか分かりませんが、或いは今回あはれましたその一番の先頭には學童が立つておるのであります。それがパチンコを持つて、ゴムの紐のついたパチンコを持つて、石をポケットに入れてガラスを割る職法を採つておられます。そういうことに對する一つの便職等も行われておるのではないか。又何を一体教へておるのかわからないといふ不安が今日深つておるのであります。義務教育に對しては御承知のやうな非常にやかましい教員の資格があるものであります。が、その資格があるにもかかわらず、朝鮮語を教へるといふだけの意味で、朝鮮人の助教を使い、これに給料を拂つて、そうしてかような不安な空氣を學校内に漂わせて置くといふことについては、よほど考慮しなければならぬ問題ではないか。町村長も給料を拂うといふことは非常に困るといふことを言つておるのであります。この点につきまして法の根拠、將來の取扱、文部省が考へておられる点等について、一度委員會にお示しを願ひたいのであります。

○説明員(安嶋彌君) 政府委員が止むを得ない事情によつてこの席に御出席

できませんので、私代りまして参りましたが、機会を改めてお答えいたしたいと存じます。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御質問ございませんでしょうか。それでは今日の委員会はこれを以ちまして打ち切りたいと思います。次回は五月月曜日午前十時から、あん摩、はり、きゅうの、あの説明を伺いましたあの問題を取扱いますから、そのお心組みを皆さんにお願いたします。なお諸願が丁度三回に亘つて二十七ほど来つておりますので、早目に、この前の中山さんの御提案のごとくに一応早目に取扱つたらどうかという御提案に従ひまして、六日火曜午前十時から諸願を中心にしたしまして処理をいたしたいと存じますから、そのお心組みをお願い申し上げます。

今日の委員会はこれを以ちまして閉じることいたします。御苦勞様でございました。

午後三時二十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 河崎 ナツ君
理事 有馬 英二君
委員 中山 壽彦君
長島 銀藏君
上條 愛二君
藤原 道子君
藤森 眞治君
谷口 弥三郎君
松原 一彦君

国務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

政府委員

厚生省医務局長 東 龍太郎君
厚生省社会局長 木村忠二郎君

説明員

厚生事務次官 葛西 嘉資君
厚生省大臣官 高田 浩運君
房総務課長 安嶋 彌君
文部省管理局 安嶋 彌君
庶務課勤務

一月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

頭名を次のように改める。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法

第二條第一項中「公に認定された学校又は養成施設」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設」に改める。

第七條を次のように改める。

第七條 あん摩業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの

の施術所に関するは、何人も、いかなる方法によるを問はず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

二 第一條に規定する業務の種類

三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四 施術日又は施術時間

五 その他厚生大臣が指定する事項

前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

第十三條を次のように改める。

第十三條 厚生大臣の諮問に依りて、第二條第一項に規定する養成施設の認定及び第七條第一項第五号に規定する指定に関する重要事項を調査審議させるために、厚生省に、厚生大臣の監督に属するあん摩、はり、きゅう、柔道整復中央審議会(以下中央審議会という)を置く。

中央審議会は、前項に規定する事項の外、文部大臣の諮問に依りて、第二條第一項に規定する学校の認定に関する重要事項を調査審議するものとする。

都道府県知事の諮問に依りて、第二條第一項に規定する試験、第八條第一項に規定する指示及び第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属するあん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会(以下地方審議会という)を置く。

地方審議会の組織、委員の任期その他地方審議会に關して必要な事項は、都道府県知事が定める。

第十八條中「なお、昭和二十三年十二月三十一日までは、」を「当分の間、」に改める。

第二十條中「第十三條に規定する審議会」を「中央審議会又は地方審議会」に改める。

附則

1 この法律中第七條の改正に關する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中あん摩、はり、きゅう、柔道整復營業中央審議会の項を次のように改める。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復中あん摩、はり、きゅう、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)第二條第一項に規定する養成施設及び同法第七條第一項第五号に規定する指定に關する重要事項を調査審議する外、文部大臣の諮問に依りて、同法第二條第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議すること。

3 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法」を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」に改める。

一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、国民健康保險事業の危機突破に關する諸願(第八七号)

二、看護婦資格既得権者に甲種看護婦國家試験免除の諸願(第九四号)

三、社会保障制度促進に關する諸願(第二二七号)(第二二八号)

一、兒童福祉施設最低基準令施行延期に關する諸願(第二二九号)

一、民間社会事業従事者の現任訓練經費国库支弁に關する諸願(第一三〇号)

一、社会事業金庫設立に關する諸願(第二三二号)

一、社会福祉事業基本法制定に關する諸願(第二三二号)

一、戦争犠牲者遺族に年金支給の諸願(第二三五号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に關する諸願(第二三六号)(第一四一号)(第一四九号)

一、山口県北海岸一帯を国立公園に指定の諸願(第一四六号)

第八七号 昭和二十五年十二月十三日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者 滋賀県大津市橋本町五五 滋賀県医師会内 小林清助外四名

紹介議員 谷口三郎君

国民健康保険は、財政の赤字に加え、市町村の税収困難から借入金に依存することゝなされ、その存立は一大危機に直面している実状であるから、事務費の全額ならびに、給付費の二割国庫負担の実現をはかられたとの請願。

第九四号 昭和二十五年十二月十三日受理

看聴資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

請願者 福島県岩瀬郡須賀川町大字森宿国立福島療養所内 吉成ふく

紹介議員 橋本萬右衛門君

看護婦既得権者に対する国家試験を免除して、これに代る補習教育制度を設け、終了者全員甲種看護婦とするよう取り計らわれないとの請願。

第二二七号 昭和二十五年十二月十四日受理

社会保険制度促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六財団法人日本社会事業協会会長 中川望

紹介議員 山下善信君

さきに社会保険制度審議会より勧告された社会保険制度のすみやかなる実施を切望すると共に、(一)国家扶助中に生業扶助を加ふること、(二)有子未亡人の生活安定のため無拠出年金制度の実施、(三)孤児年金の給與額を児童福祉

法の依託費と同額とする、(四)母子世帯に無拠出育児年金の実施、(五)社会保険の実施に特用者として一般国民との給付額に差別を付けないこと、(六)公衆衛生の施設として、療養施設を規定すること、等の実現を期せられたとの請願。

第二二八号 昭和二十五年十二月十四日受理

社会保険制度促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区赤坂青山町一ノ五五健康保険組合連合会長 清水良策

紹介議員 松原一彦君 中山壽彦君

終戦後の混乱から早くも五年有余を経過し国民経済は一応常道に復歸しつつあると考えられるが、勤労者の生活は依然として困窮の状態にある。これに原因として健康保険制度は、創設以来最高度の利用を示し、勤労者の生活安定に大なる貢献をなしつつあるが、その反面組合は一般的に極度の財政困難に直面し、健康保険制度發展上憂慮すべき現状にあるから、さきに社会保険制度審議会より政府に勧告された社会保険制度のすみやかなる実現を期せられたとの請願。

第二二九号 昭和二十五年十二月十四日受理

児童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願

請願者 長崎市銅座町三二四日 本社会事業連盟理事 長 佐々木祐俊

紹介議員 河崎ナツ君

わが国の社会事業が科学的基礎の上に振興發展を期するため、政府はさきに

児童福祉施設最低基準令を施行されたが、私設社会事業の貧弱なる財源では早急なる施設の整備等は不可能であるから、整備期間を昭和二十年迄延期し、その間年次計画に基づきその期間内に国庫より低利長期の貸付金ならびに共同募金を主財源として整備完成の方途を講ぜられたとの請願。

第三三〇号 昭和二十五年十二月十四日受理

民間社会事業従事者の現任訓練修費国庫支弁に関する請願

請願者 長崎市銅座町三二四日 本社会事業連盟理事 長 佐々木祐俊

紹介議員 河崎ナツ君

最近社会事業が科学的、技術的に専門化されたため、従事者の専門知識と技術の向上が時代の要請となつてきた。新たに現任者の再教育、再訓練が重要課題となつた。この要請に應じて、民間社会事業従事者の現任訓練修費が設置され、訓練を受ける機会も支えられたのであるが、民間社会事業の財政困難のため、最も現任訓練を受ける必要にある従事者がその期間中経済的に生活保障が與えられないため、これを受けることができない現状であり、折角の資格取得の機会を逸するうらみがあから、不の従事者と同様一定額の所要修費を国庫より支弁されるよう特別の予算的措置を講ぜられたとの請願。

第三三一号 昭和二十五年十二月十四日受理

社会事業令庫設立に関する請願

請願者 長崎市銅座町三二四日 本社会事業連盟理事 長 佐々木祐俊

紹介議員 河崎ナツ君

わが国社会事業は、終戦を契機として行政的には各種の社会立法および社会的諸制度対策が時代に即応して制定、施行されるに至り、その民主化と共に質的向上も著しいものがあるが、反面民間社会事業においては、わが国経済の不安定に基因して、その財政面に苦慮している現状であるから、民間社会事業の復興、拡充のために、社会事業令庫の設立を促進せられたとの請願。

第三三二号 昭和二十五年十二月十四日受理

社会福祉事業基本法制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六財団法人日本社会事業協会会長 中川望

紹介議員 山下善信君

社会福祉事業基本法制定については、昭和二十三年全国社会事業大会以来民間社会事業側の切なる要望として、本法制定促進に関する決議が行われ、その都度国会に請願を続けていたが未だに制定の運びに至っていないことは誠に遺憾であるから、現下社会事業界の諸情勢を考慮されて、すみやかに本法の制定を図られたいとの請願。

請願者 長崎市銅座町三二四日 本社会事業連盟理事 長 佐々木祐俊

紹介議員 河崎ナツ君

わが国社会事業は、終戦を契機として行政的には各種の社会立法および社会的諸制度対策が時代に即応して制定、施行されるに至り、その民主化と共に質的向上も著しいものがあるが、反面民間社会事業においては、わが国経済の不安定に基因して、その財政面に苦慮している現状であるから、民間社会事業の復興、拡充のために、社会事業令庫の設立を促進せられたとの請願。

第三三三号 昭和二十五年十二月十四日受理

社会福祉事業基本法制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六財団法人日本社会事業協会会長 中川望

紹介議員 山下善信君

社会福祉事業基本法制定については、昭和二十三年全国社会事業大会以来民間社会事業側の切なる要望として、本法制定促進に関する決議が行われ、その都度国会に請願を続けていたが未だに制定の運びに至っていないことは誠に遺憾であるから、現下社会事業界の諸情勢を考慮されて、すみやかに本法の制定を図られたいとの請願。

第三三五号 昭和二十五年十二月十五日受理

戦争犠牲者遺族に年金支給の請願

請願者 広島県深安郡神辺町大字川北四六ノ二 黒瀬五助外五百十名

紹介議員 小林政夫君

戦争犠牲者の遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状救済のために、すみやかに遺族年金を支給せられたとの請願。

第三三六号 昭和二十五年十二月十五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 石川県金沢市十三間町 鈴木松樹外一万五百三十二名

戦争犠牲者の遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状救済のために、すみやかに遺族年金を支給せられたとの請願。

第三三六号 昭和二十五年十二月十五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 石川県金沢市十三間町 鈴木松樹外一万五百三十二名

紹介議員 林屋勉次郎君

今次の戦争の最大犠牲者である全国八百万に及ぶ遺族の大部分の者が社会的冷遇のままに放置されて、ゆゆしい社会問題となつてきているから、すみやかに第五国会において両院が決議した遺族援護の厚生対策を具現せられたとの請願。

第一四二号 昭和二十五年十二月十五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 三重県桑名市江場一、五九二 水谷喜郎外四千一百一十一名

紹介議員 九鬼紋十郎君 前田稔君

戦争犠牲者の援護強化に関しては、第五国会において両院で決議されたがその後わずかの一部の施策が申訳的に実施されたのみで遺族の死生問題である重要事項はいまだ空文のまま省りみられないため、これら遺族の生活は悲惨な状態におかれていて、すみやかに決議された種々の遺族援護対策を強力に推進せられたとの請願。

第一四九号 昭和二十五年十二月十六日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 京都市中京区西京伯楽町四 中川源一郎外四十三名

紹介議員 長島銀藏君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一四六号 昭和二十五年十二月十五日受理

山口県北海岸一帯を国立公園に指定の請願

請願者 山口県大津郡仙崎町日本海国立公園期成同盟

会内 横山繁雄外二十八名

紹介議員 中川以良君

山口県の日本海に面する豊浦郡角島以東江崎を結ぶ約九十キロの北海岸一帯の地は豊富なる史跡、温泉海岸美等観光地として注目すべきものがあり、厚生省国立公園部ならびに国立公園中央審議会委員が現地視察の結果国立公園としての折紙をつけたほどであるから、当県北海岸一帯を国立公園に指定せられたいとの請願。

昭和二十六年二月九日印刷

昭和二十六年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁